



令和8年度 国分寺市
介護サービス事業者向け
集団指導（後編）

担当：健康部 地域共生課 指導調整担当

スライド留意事項

- このスライドは全ての情報を網羅しているわけではなく、わかりやすくポイントを絞って要約した内容となっています。また、今後変更されることも予想されます。
- 介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。
- 実施の際には、必ず下記の資料の最新情報入手し、全体を確認の上ご対応ください。
(このスライドは令和8年5月1日時点の情報を基に作成しています。)

使用する主な資料

- 国分寺市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
⇒以降、本資料では「居宅条例」といいます。
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
⇒以降、本資料では「居宅解釈通知」といいます。
- 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
⇒以降、本資料では「居宅算定基準」といいます。
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
⇒以降、本資料では「居宅留意事項通知」といいます。
- 厚生労働大臣が定める基準
⇒以降、本資料では「大臣基準告示」といいます。

スライド留意事項

使用する主な資料（前頁のつづき）

- ・ 国分寺市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
⇒以降、本資料では「地密条例」といいます。
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
⇒以降、本資料では「地密解釈通知」といいます。
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
⇒以降、本資料では「地密算定基準」といいます。
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
⇒以降、本資料では「地密留意事項通知」といいます。
- ・ 厚生労働省介護サービス関係Q & A集（厚労省HP令和6年1月掲載のもの）
⇒以降、本資料では「Q & A」（カッコ内にQ & A集の連番を記載）といいます。
- ・ その他通知等

※本資料では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「定巡」、
夜間対応型訪問介護は「夜間」、
地域密着型通所介護は「地密通」、
認知症対応型通所介護は「認知デイ」、
小規模多機能型居宅介護は「小多機」、
認知症対応型共同生活介護は「GH」、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は「地密特養」と略します。

目次

- 令和6年度報酬改定関連

1. 業務継続計画未策定減算
2. 高齢者虐待防止措置未実施減算
3. 身体拘束廃止未実施減算
4. 事業所と同一建物の利用者等に居宅介護支援を行う場合の減算
5. 重要事項のウェブサイトへの掲載

各項目をクリックすると、該当頁に飛べます。

- 業務継続計画の研修・訓練

1. BCPとは
2. BCPの研修と訓練
3. BCPの研修の内容
4. BCPの訓練の内容

- 参考情報

<前編の内容>

- 指導と監査
- 令和7年度の主な指摘事例

The background features a large, semi-circular logo for Kokubunji City. The logo is light gray and contains the text "KOKUBUNJI CITY" in a stylized font. Below the text, there is a depiction of a landscape with green hills and a blue sky. The logo is set against a white background.

令和6年度 報酬改定関連

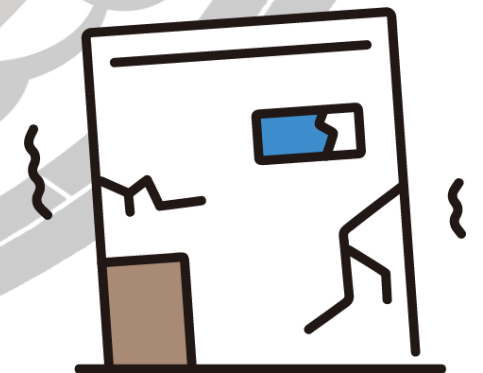
令和6年度報酬改定のうち、経過措置が終了した減算に関わるものなどを改めてご説明します。

※条例や通知等の引用文について、表題に「※抜粋」がある場合、「…」は省略を意味します。
ただし、特に「…」の記載が無くても省略している場合がありますのでご留意ください。

1. 業務継続計画未策定減算

概要

- 感染症と災害の業務継続計画のどちらかでも未策定の場合や、必要な措置が講じられていない場合に減算となります。
- 訪問系と居宅介護支援の経過措置、それ以外のサービスの感染症の指針・非常災害計画による経過措置は令和6年度末で終了しました。
- 指導で判明した場合、令和6年4月から遡って減算となります。（経過措置の対象の場合は令和7年4月から）



1. 業務継続計画未策定減算

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 6)」問7 ※抜粋

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)」問166 ※抜粋

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

2. 高齢者虐待防止措置未実施減算

概要

- 以下の1つでも該当する場合に減算となります。
 - ①委員会を定期的を開催していない
 - ②指針を整備していない
 - ③年1回（GH・地密特養は年2回）以上の研修を実施していない
 - ④担当者を置いていない
- 指導で判明した場合、その指導のあった月の翌月から、指導のあった月から3か月以降に、事業所が提出した改善計画に基づく改善が認められた月まで減算となります。



2. 高齢者虐待防止措置未実施減算

「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ & Aの周知について」

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算の適用について 問1 ※抜粋

問1 高齢者虐待防止のための研修を年に何回以上行わなければ減算の対象となるか。

(答)

…なお、研修の回数については、サービスによって回数が異なっており、以下の通り。

- ・年に2回以上
- …、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、…、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、…
- ・年に1回以上
- …、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、…、居宅介護支援、…

3. 身体拘束廃止未実施減算

小多機・GH・
地密特養のみ

概要

- 以下の1つでも該当する場合に減算となります。（小多機の経過措置は令和6年度末で終了）
 - ①身体的拘束等の記録を行っていない
 - ②委員会を3か月に1回以上開催していない
 - ③指針を整備していない
 - ④定期的な研修を実施していない
- 指導で判明した場合、その指導のあった月の翌月から、指導のあった月から3か月以降に、事業所が提出した改善計画に基づく改善が認められた月まで減算となります。



3. 身体拘束廃止未実施減算

小多機・GH・
地密特養のみ

「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ & Aの周知について」

○ 身体拘束廃止未実施減算の適用について 問1・問3

問1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていないならば減算の適用となるのか。

（答）

減算の適用となる。

なお、施設系サービス及び居住系サービスにおいても同様である。

問3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たすことの記録が確認できなければ減算の適用となるのか。

（答）

減算の適用となる。

また、三つの要件については、以下を参考にされたい。

「切迫性」とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

なお、訪問系サービス及び通所系サービス等について、減算の適用はないが、当該要件を満たした記録の確認ができない場合は、指導の対象になることに留意されたい。

3. 身体拘束廃止未実施減算

小多機・GH・
地密特養のみ

【参考】

令和7年3月に、厚生労働省より「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」が公表されました。

※自治体向けの高齢者虐待対応マニュアルの別冊として

下記の厚労省HPにて見る事が可能です。
ぜひご覧ください。

▼手引きURL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001643323.pdf>

※上記URLで表示されない場合、下記ページの「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂）」の「別冊」のリンクから見てください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html

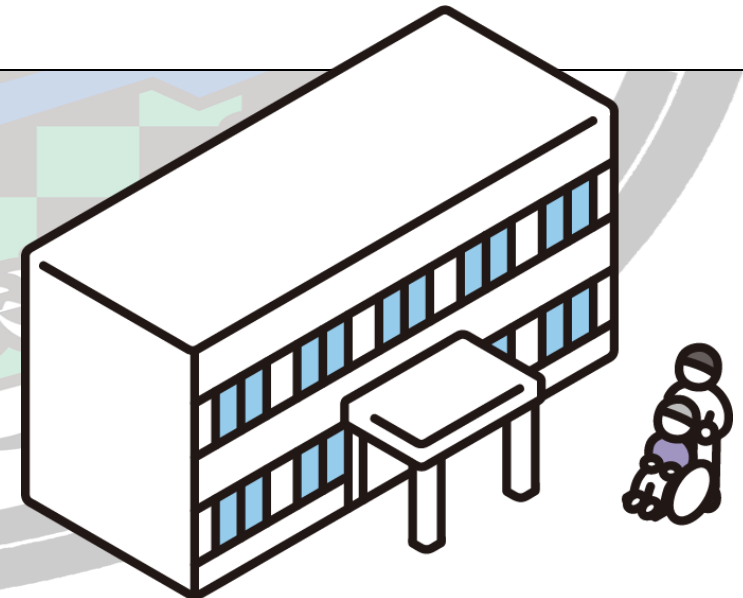


4. 事業所と同一建物の利用者等に居宅介護支援を行う場合の減算

概要

居宅介護支援のみ

- 以下のいずれかに該当する場合に減算となります。
 - ①同一敷地内建物等に居住する利用者
 - ②1月あたりの利用者（当該月の給付管理票の利用者）20人以上が居住する同一の建物に居住する利用者
- 同一敷地内建物等の場合は利用者が1人でも減算となるためご注意ください。



4. 事業所と同一建物の利用者等に居宅介護支援を行う場合の減算

居宅介護支援のみ

居宅算定基準別表イ注5

指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

居宅留意事項通知第3-10(1)

(1) 同一敷地内建物等の定義

注5における「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

4. 事業所と同一建物の利用者等に居宅介護支援を行う場合の減算

居宅介護支援のみ

居宅留意事項通知第3-10(2)・(3)・(4)

- (2) 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義
- ① 「指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
 - ② この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。
- (3) 本取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。
- （同一敷地内建物等に該当しないものの例）
- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
 - ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合
- (4) (1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

5. 重要事項のウェブサイトへの掲載

概要

- 令和7年度より、重要事項のウェブサイト（法人ホームページ又は介護サービス情報公表システム）への掲載が義務化されています。
- 介護サービス情報公表システムにおいて重要事項説明書のアップロードが可能です。



5. 重要事項のウェブサイトへの掲載

居宅条例第24条第3項

指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

居宅解釈通知第2-3(18)①※抜粋

…指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項を当該指定居宅介護支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。
…

※上記は居宅介護支援の規定。地域密着型の規定は、地密条例第34条第3項、地密解釈通知第3-4(25)①(定巡の規定。その他は同箇所を準用)。

5. 重要事項のウェブサイトへの掲載

【参考】

介護サービス情報公表システムに掲載する場合、「事業所の特色」に重要事項説明書をアップロードできます。

詳しくは下記のホームページに掲載のマニュアル等を参照ください。

(問い合わせ窓口も記載あり)

【インターネット上の介護サービス情報の公表に関するマニュアル等の掲載ページ (とうきょう福祉ナビゲーション)】

https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/ko_hyo/index.html#riyou

7.2 重要事項等(運営規程の概要等)の公表について

手順3 事業所の特色から入力画面に進む

ファイルを選択してアップロード

「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリック



- 重要事項等(事業所の運営規程概要等)について、従来の「書面掲示」に加えて、ウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に、掲載・公表が令和7年4月より義務化されました。
(法人ホームページ等に掲載する場合には、情報公表システムへの掲載は任意)
- ・手順3“事業所の特色”の“法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧”から、PDF、Excel、Wordの形式でアップロードできます。
- ・ファイルのアップロード後、“記入した内容をチェックして登録する”ボタンをクリックするとすぐに反映されます。

出典：「介護サービス情報の公表報告システム 事業所向け記入マニュアル 2025年度公表計画版」(東京都指定情報公表センター 公益財団法人東京都福祉保健財団)

The background features a large, faint watermark of the Kokubunji City logo. The logo is circular with a scalloped border and contains the text 'KOKUBUNJI CITY' at the top. Below the text is a stylized landscape with green hills and a blue sky. In the center of the logo, there is a white arrow pointing upwards.

業務継続計画の 研修・訓練

令和6年度より経過措置が終了し義務化した
業務継続計画（BCP）の研修と訓練について
ご説明します。

1. BCPとは

概要

- 災害等の発生時（人・モノ・金が不足する状況）においても、（優先すべき）業務を継続（回復）することを目的として策定する計画です。（BCPに基づく取組も必要です。）
- 運営基準においては、感染症と災害の両方のBCPの策定が求められています。
- BCPは、同じく運営基準で整備が求められている感染症対策における指針や非常災害に関する計画（防災計画）と重複する内容も多く密接な関係にあるものの、目的等を別にするものです。
- したがって、仮にBCPとそれ以外とを一体的に整備する場合であっても、それぞれの必要な内容が盛り込まれている必要があります。これは、研修と訓練を一体的に実施する場合についても同じことがいえます。

1. BCPとは

防災計画との違い

BCPの主な項目

自然災害ガイドライン
(4ページ)

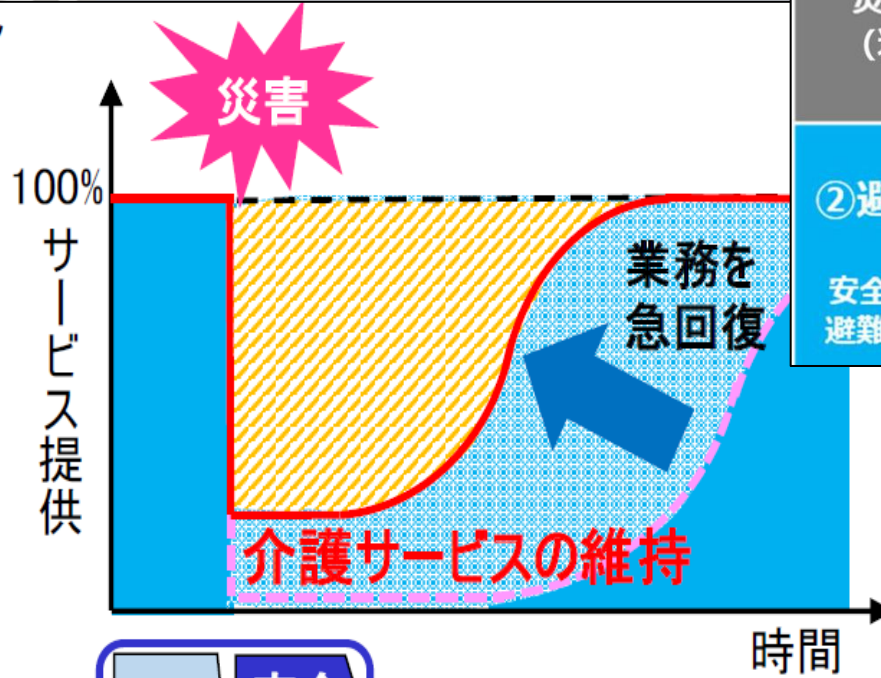
- 被害想定
- 体制構築
- 初動対応
 - ・人命安全確保
 - ・安否確認
 - ・帰宅判断
 - ・地域対応
- 復旧準備対応
 - ・被害情報収集
- 本格復旧対応
 - ・優先業務の選択
 - ・復旧手順の遂行

BCP
基本方針

防災
初動対応

BCP
初動対応

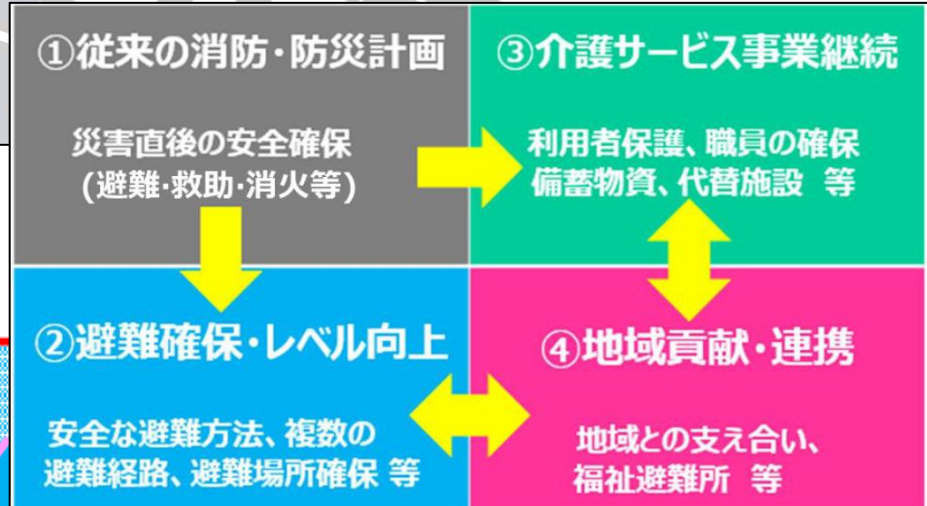
BCP
業務継続



防災



BCP



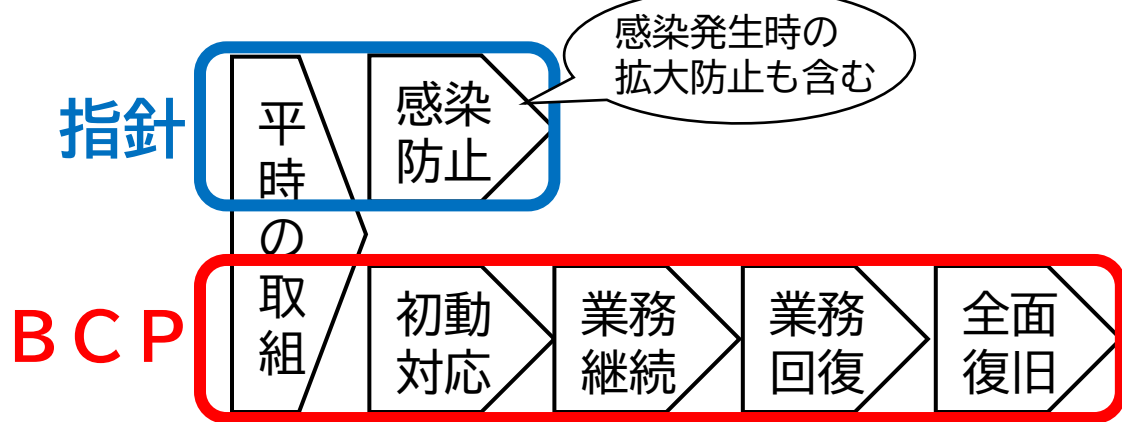
出典：「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」令和6年3月（厚生労働省老健局）

出典：「厚生労働省令和5年度介護BCP策定支援セミナー BCP作成（入所系）」資料（令和5年度厚生労働省委託事業）

1. BCPとは

感染症の指針との違い

- 前頁の図を感染症対策にあてはめてみると・・・※単純化したイメージ



- 指針は主に感染予防・拡大防止
- BCPは主に感染発生（拡大）時の業務継続（回復）

(参考：BCPといわれる感染対策マニュアルに含まれる内容の違い（イメージ）)

内容		BCP	感染対策マニュアル
平時の取組	ウイルスの特徴	△	◎
	感染予防対策 (手指消毒の方法、ガウンテクニック等)	△	◎
	健康管理の方法	△	◎
	体制の整備・担当者の決定	◎	△
	連絡先の整理	BCP ◎	△
	研修・訓練	初動対応 ◎	指針 ○
	備蓄	業務継続 ◎	感染防止 ◎
感染（疑い）者発生時の対応	情報共有・情報発信	◎	○
	感染拡大防止対策（消毒、ゾーニング方法等）	△	◎
	ケアの方法	△	◎
	職員の確保	◎	○
	業務の優先順位の整理	◎	×
	労務管理	◎	×

※◎、○、△、×は違いをわかりやすくするための便宜上のものであり、各項目を含めなくてよいことを意味するものではありません。

出典：「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」
令和6年3月（厚生労働省老健局）に一部加筆

2. B C Pの研修と訓練

概要

- B C Pの研修と訓練は、それぞれ年1回（GH、地密特養は年2回）の実施が必要です。
- B C Pの研修・訓練と、下表にある感染症対策・非常災害対策の研修又は訓練については、それぞれ一体的実施が認められています。

	感染症B C P	自然災害B C P
感染症対策	研修・訓練	
非常災害対策		訓練

- 上記の一体的実施の場合は、それぞれの目的の違いを踏まえて、必要な内容を盛り込みましょう。研修・訓練の実施の際は、上記の、どの研修・訓練なのか明確にしたうえで、実施した内容や参加者を記録・管理し、P D C Aサイクルに活かしましょう。

3. BCPの研修の内容

概要

- 研修の内容（テーマの設定）として、例えば以下のものが想定されます。

※分類も含め、あくまで一部を例として示すものです。

BCP	感染症対策・ 非常災害対策
平常時の対応	
<ul style="list-style-type: none">・ 推進体制・担当者・ 事業所（利用者・従業者）の安全確保・衛生管理・ 必要品の備蓄状況・使用方法	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症・災害の知識など
初動対応	
<ul style="list-style-type: none">・ 連絡体制（参集基準・内外の安否（感染）連絡先・手段）・ （感染）感染者へのケア・ （災害）初期消火等・通報・避難先	<ul style="list-style-type: none">など
業務継続	※厳密には区別できないものが多いと思われませんが、 そもそも区別することではなく、それぞれに必要な 内容として設定しているかどうか重要です。
<ul style="list-style-type: none">・ BCP発動基準・ 対応体制・優先業務 など	

3. BCPの研修の内容

感染症・災害の研修

＜感染管理に関する研修の種類と内容の例＞

	対象者	実施時期	内容	形式	講師
新人研修	新規採用者	入職前後	感染症および感染対策の基礎知識	座学形式 実習（手洗い等）	感染管理責任者等
定期研修	全職員	5～6月	食中毒の予防と対策	座学 グループワーク	外部講師を 招いても よい
		秋季	インフルエンザの予防と対策		
外部研修	希望者 適任者	随時	国や自治体、学会・協会等が主催し、対象職種に求められる最新の知識を伝達等	(いろいろな形式がある)	外部専門家
勉強会	希望者	随時	テーマを設定し、担当者による発表等	事例検討 グループワーク等	感染管理責任者等
OJT*	全職員	通年	日常の業務の中で、具体的なノウハウやスキルを習得	実務	看護職員、リーダーが随時指導

* OJT：On the Job Training（具体的な業務を通じて、業務に必要な知識・技術等を計画的・継続的に指導し、修得させる訓練手法）

（出典：株式会社三菱総合研究所「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」一部改変）

▶ 自然災害の研修の内容（例）

- (1) 防災意識の啓発 最近の事例を共有するなどして、災害を理解する
- (2) 自宅の防災 家庭の防災を教育
例：家具の転倒防止、水・食料の備蓄など
例：内閣府【防災シミュレーター】
<https://www.bousai.go.jp/simulator/index.html>
- (3) ルールの徹底
 - ・参集基準：ルールを教える。
できれば、携帯カードなどを携帯する
 - ・行動基準：ルールを教える。
グループ討議なので、具体的な課題を話し合う。
例：訪問時に地震が来た時の初動を考える
- (4) 安否確認の徹底 災害発生時の安否の連絡手段を教える。
できれば、複数の通信手段を考えるのが望ましい。
伝言ダイヤルなどの使い方は、携帯カードに記載する

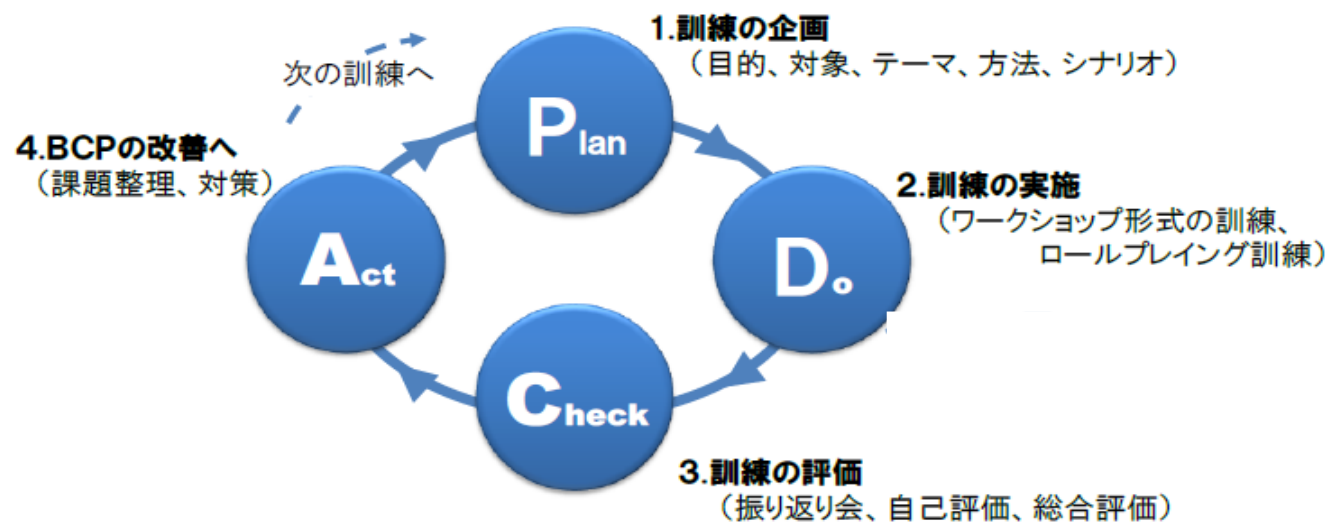
出典：「介護現場における感染対策の手引き第3版」令和5年9月（厚生労働省老健局）

出典：「厚生労働省令和5年度介護BCP策定支援セミナー 机上訓練（入所系）」資料（令和5年度厚生労働省委託事業）

4. B C Pの訓練の内容

概要

- B C Pの訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害の発生時に迅速に行動できるよう、B C Pに基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害の発生時に実践するケアの演習等を行うものとされています。
- 机上での実施も認められています。（実地と適切に組み合わせながら実施）
- 訓練により得られた課題等から、B C Pの見直しにつなげましょう。



4. BCPの訓練の内容

訓練の方法・内容

- 訓練の実施にあたっては、目的に適した方法を選択しましょう。
- 実働訓練（実地）は、主に技能向上を目的とする訓練です。
- 机上訓練は、災害時等の状況を想定しその対応を机上で行う訓練です。
- 机上訓練による効用は以下のものが挙げられます。
 - ①災害時等の対応等がイメージできるようになる
 - ②情報の収集・分析・判断能力を向上できる
 - ③BCPの問題点や課題を発見できる
 - ④参加者間で顔の見える関係が築ける
- 机上訓練には、グループ討論を基本とした訓練（ワークショップ訓練）と、災害時等に近い対応を模擬的に行う訓練（ロールプレイング訓練）があります。

出典：「「企業の事業継続訓練」の考え方」
平成24年3月（内閣府防災担当）

表：机上訓練の分類例

項目	A ワークショップ訓練	B ロールプレイング訓練
タイプ	討論型	対応型
概要	概括的な「状況 ¹ 」を提供し、与えられたテーマについて十分な時間をかけ、チーム内で討議し解決策を導き出します。危機発生時の状況と、それぞれの対応方法について、多人数でさまざまな視点で考えることに力点が置かれた訓練です。	訓練の進行を管理する「コントローラー ² 」と訓練を受ける「プレイヤー ³ 」に分かれ、コントローラーは時々刻々と変化する状況を「状況付与」としてプレイヤーに提供し、プレイヤーは厳しい時間的制約の中で自身の役割に応じて与えられた状況に対応していくものです。次々と与えられる状況下で実戦的な危機対応能力を鍛えることに力点が置かれた訓練です。
特徴	参加者を主体に訓練を進行できるため、事前準備が容易です。 討論型のワークショップ訓練は、BCP等の策定前の要点の整理、BCP等を策定した後の見直し検証の場としても有効です。	特定の状況下を作るための事前準備に時間とノウハウを要します。 訓練目的やテーマを絞って様々な状況付与を行うことで、複数の部門や企業間の連携などの役割検証にも有効です。

4. BCPの訓練の内容

訓練の方法・内容

- 訓練の内容として、例えば以下のものが想定されます

※分類も含め、あくまで一部を例として示すものです。

BCP	感染症対策・非常災害対策
平常時の対応	
	・（感染）日常のケアの訓練（消毒等） など
初動対応・安全確保	
・（災害）参集訓練 ・情報収集・報告訓練（被災（感染）状況、活用できる人・モノの状況等を把握し、内外に連絡） など	・（感染）感染者（接触者）へのケアの訓練（吐物処理・ガウン着用等）、ゾーニング・隔離等の訓練 ・（災害）避難訓練、通報訓練、安否確認訓練 など
業務継続	
・対策本部設置訓練 ・対策本部運営訓練（その時点で活用できる人・モノを前提に、中断すべき業務・継続すべき業務（いつ・誰が・何を）の判断をシミュレーション） など	※研修と同様、区別することではなく、それぞれに必要な内容として設定しているかどうか重要です。

- 効果的な訓練となるよう、訓練の内容と方法（実働（実地）・机上）の適切な組み合わせを検討しましょう。

4. BCPの訓練の内容

机上訓練の方法

- 机上訓練（シミュレーション）においては、想定したシナリオを用意し、それを基に参加者に具体的な行動（いつ・だれが・何を・どのように行うか（中断するか）等）を検討させます。
- シナリオは具体的かつ現実的なものがが必要です。まずは簡単なシナリオから設定してみましよう。（厚労省セミナー資料等を参考に）
- 具体的なシナリオの想定が難しい場合、大枠の想定を用意し、その中で具体的に起こり得るシナリオをワークショップ訓練として皆で検討してみることも考えられます。
- より災害時に近いロールプレイング訓練の場合は、進行役（コントローラー）が、参加者（プレイヤー）にシナリオを時系列の進行とともに段階的に提示し、対応を検討させます。

4. BCPの訓練の内容

参考：厚労省HP

The screenshot shows the MHLW website page for training on BCP. The main heading is '介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修'. Below the heading, there is a paragraph of text explaining the importance of BCP and mentioning a video from the previous year. A sidebar on the right contains navigation links for '政策について', '分野別の政策', '健康・医療', '福祉・介護', '障害者福祉', '生活保護・福祉', '介護・高齢者', and '雇用・労働'. At the bottom, there are links to download guidelines and other documents.

The screenshot shows a video player interface for a training video. The video title is '机上訓練（入所系）' (On-site training for residential facilities). The video content includes a red banner with the text '机上訓練（入所系）' and a subtitle '作成したBCPを役立つものにするための机上訓練を解説' (Explaining on-site training to make the BCP you created useful). A speech bubble points to the video content.

「BCPの作り方の解説」の下に「机上訓練の解説」のセミナー動画と資料が掲載されています。

【厚労省HP URL】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

4. BCPの訓練の内容

参考：国分寺市地域防災計画の被害想定

<想定地震>

地震の種類	立川断層帯地震	風速	8m/秒	
地震の規模	M7.4	震度別面積率	震度6弱	16.6%
発生時間	冬の夕方		震度6強	83.4%

<被害想定>

○ 人的被害

		死者数	負傷者数
合計		104人	1,420人
原因別	ゆれ建物被害	30人	615人
	屋内収容物	3人	58人
	急傾斜地崩壊	0人	0人
	火災	55人	207人
	ブロック塀等	16人	538人
	屋外落下物	0人	1人

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合があります。

○ 避難者

避難者数(合計)	26,738人(※1)
うち避難所避難者数	17,825人(※1)
うち避難所外避難者数	8,913人(※1)
徒歩帰宅困難者数	11,318人(※2)

※1 最大となる発災4日～1週間後を採用しています。

※2 最大数値である昼12時のケースを採用しています。

○ 建物被害

建物全壊	869棟
建物半壊	2,086棟
出火件数	9件
焼失棟数	2,702棟



○ ライフライン被害

電力	停電率	13.6%
通信	不通率	8.6%
上水道	断水率	23.1%
下水道	管きよ被害率	3.6%
ガス	低圧ガス供給停止率	60.7%



出典：「国分寺市地域防災計画〈概要版〉」令和7年8月修正

4. B C Pの訓練の内容

参考：国分寺市地域防災計画における風水害の避難指示等

1 野川氾濫に係る避難指示等の基準			2 土砂災害に係る避難指示等の基準		
<p>避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。</p> <p>避難指示等の対象区域は、野川の流域を基本とした町丁目単位で発令します。</p>			<p>避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や警戒区域巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。</p> <p>また、避難指示等の対象区域は、土砂災害警戒区域等を対象区域として、土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として気象庁が公表する大雨警報(土砂災害)の危険度分布の単位を基準に、町丁目番地単位で発令します。</p>		
区分	判断基準	避難対象区域	区分	判断基準	避難対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 野川の一里塚橋水位観測所の水位が注意水位(0.91m)に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合)し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 	東元町一丁目 東元町二丁目 東元町三丁目 泉町一丁目 南町一丁目 東恋ヶ窪一丁目	【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 	東元町三丁目の一部、西元町二丁目・四丁目の一部、南町二丁目・三丁目の一部、泉町一丁目の一部、本町一丁目、日吉町二丁目の一部、内藤二丁目の一部
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 野川の一里塚橋水位観測所の水位が危険水位(1.60m)に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「危険」(紫)が出現(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合)し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 異常な漏水・浸食等が発見された場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 		【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」となった場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 土砂災害の前兆現象(湧水の濁り、斜面のはらみ、擁壁の傾き等)が発見された場合 	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 野川の一里塚橋水位観測所の水位が堤防高である2.28mに到達するおそれが高い場合 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 		【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」となった場合 土砂災害の発生が確認された場合 	

4. BCPの訓練の内容

参考：国分寺市地域防災計画における富士山噴火降灰

1 噴火による被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年(2004年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とします。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されます。
- 実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化します。
- 噴火の規模及び被害の概要は次のとおりです。

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	2~10cm程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	送電施設のショート等による大規模停電 下水道のつまり 灰が水を含み重さが増すことによる建物被害

地震や風水害だけでなく、感染症やこうした災害等、業務継続へのリスクは多岐にわたります。全てを想定することは困難ですので、BCPを基に柔軟に対応し危機を乗り越えられるよう、研修・訓練を重ねましょう。



参考情報

情報収集

介護保険最新情報

WAMNETから

各都道府県介護保険担当課（空）
各市町村介護保険担当課（空） 御中
— 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について
計50枚（本紙を除く）

Vol.958
令和3年3月31日
厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3936)
FAX：03-3503-7894

WAMNET WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK WORK SYSTEM

経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者

WAM 独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

会員入口 会員登録

トップ 高齢・介護 医療 障害者福祉 子ども・家庭

トップ > 行政情報 > 高齢・介護 > 高齢・介護全般 > 「介護保険最新情報」

高齢・介護

「介護保険最新情報」

厚生労働省から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された「介護保険最新情報」を掲載しています。

キーワードで検索

1,137件の情報があります。

10件/ページに表示

	タイトル	通知日
高・介護	介護保険最新情報vol.1141 (PDF: 356KB) 「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について (通知)	2023年04月07日
高齢・介護	介護保険最新情報vol.1140 (PDF: 244KB) 福祉用具貸与等における利用手続きの円滑化の更なる推進について (通知)	2023年03月31日
高齢・介護	介護保険最新情報vol.1139 (PDF: 1858KB) 「ケアプランデータ連携システム」の本格運用について (情報提供)	2023年03月31日
高齢・介護	介護保険最新情報vol.1138 (PDF: 244KB) 介護保険最新情報vol.1138 (PDF: 244KB)	2023年03月31日

※実際の番号とは異なります

情報収集

厚生労働省Q & A

厚生労働省HPから

介護サービス関係 Q&A集					
連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
1617	平成31年2月5日 Q&A以前	1人員	契約時の説明について	今回の改正により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、平成30年4月以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。	平成30年4月以前に契約を結んでいる利用者については、引き続き行うことが望ましい。
1618	29 居宅介護支援事業	1人員	主治の医師について	末期の悪性腫瘍の利用者に関するケアマネジメントプロセスの簡素化における「主治の医師」については、「利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師」とされたが、具体的にどのような者を想定しているのか。	訪問診療を受けている末期の悪性腫瘍の利用者について管理料又は在宅がん医療総合診療科を算定する医療機関から、これらの医師については、居宅介護支援専門員が提供を行うこととされていることから、連絡を受けた場合は学総合管理料等を算定してない、末期の悪性腫瘍の利用者より、かかりつけ医として定期的な診療と総合的な医学管理主治の医師とすることが望ましい。
1619	29 居宅介護支援事業	1人員	主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師への情報提供について	基準第18条第18号の2に規定する「利用者の原案状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報」について、解釈通知に記載のある事項のほかどのようなものが想定されるか。	解釈通知に記載のある事項のほか、主治の医師若しくは必要情報については、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が判断するものとする。 なお、基準第18条第18号の2は、日頃の居宅介護支援の果たしたことを情報提供するものであり、当該規定の追加により業務負担を求めるものではない。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス関係 Q & A

福祉・介護 介護サービス関係 Q & A

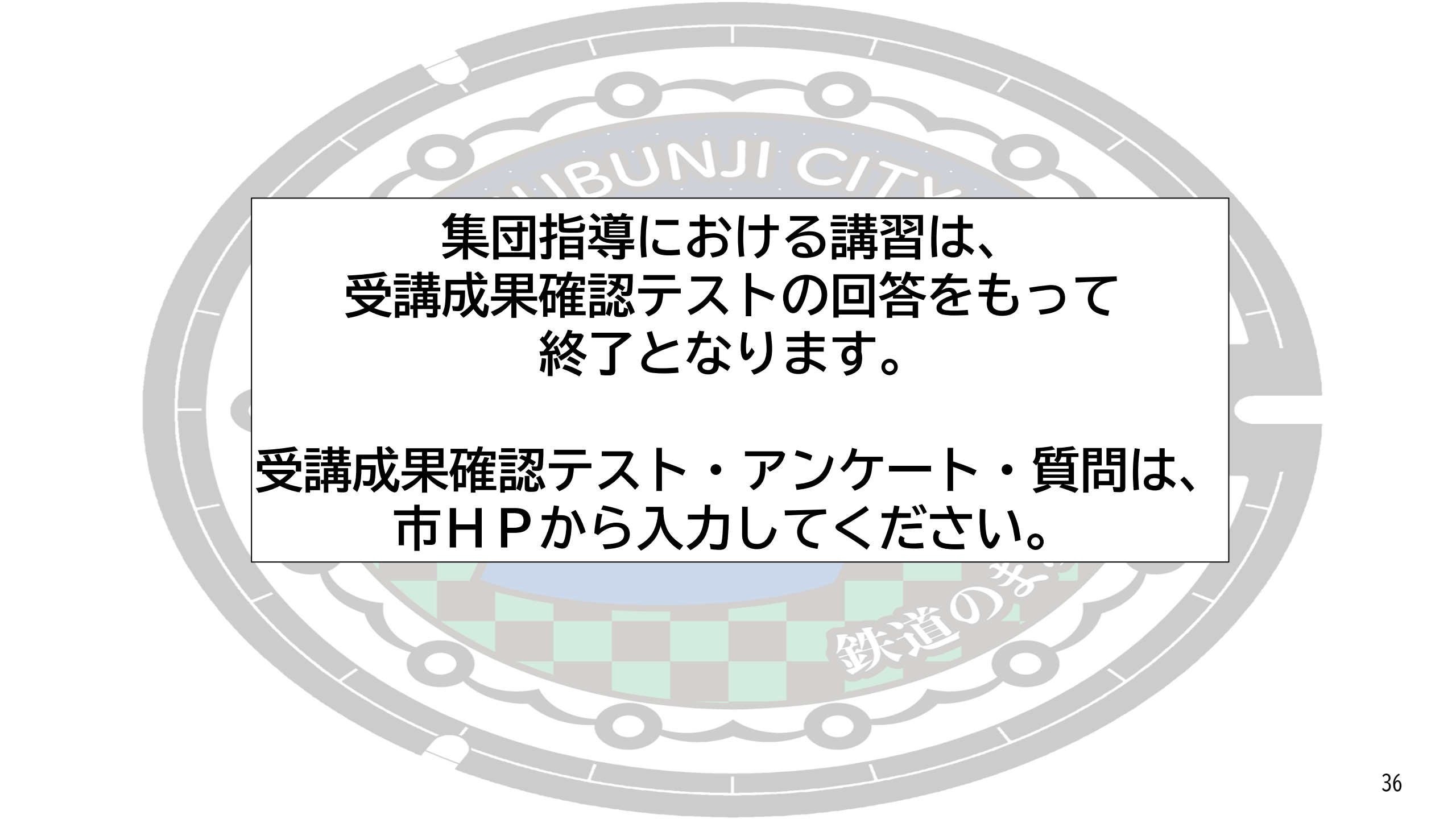
「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関する Q & A

- Q & Aは、各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な運用方法を規定したものではありませんので、各種法令等と併せてご活用下さい。
- 「サービス種別」や「基準種別」毎の分類については、主に該当する事項について便宜的に区分をしています。したがって、「人員基準」にも「報酬関係」にも該当する場合は、どちらか一方に分類しておりますので、ご注意ください。
- Q & Aは、様式や解説図表について省略しているものがありますので、ご注意ください。

Q & A集

- [X] 介護サービス関係Q&A集 [XLS形式・5.485KB]
- 介護サービス関係 Q&A集 [PDF形式・6.549KB]

● Q & A集 掲載文章一覧



集団指導における講習は、
受講成果確認テストの回答をもって
終了となります。

受講成果確認テスト・アンケート・質問は、
市HPから入力してください。

ご清聴ありがとうございました。

引き続き、適正なサービス提供に
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

鉄道のみ